

確認申請の前に、関係部署の持ちまわりをお願いします。

申請する物件に該当する項目の担当部署をすべて訪れて、審議カードに必要事項を記入してもらってください。
 なお、網がけの項目については、許可等の状況が分かるものの写しを正・副本に添付すれば持ちまわり不要となる場合があります。ご不明な点は審査担当者にお問い合わせください。

1 申請する物件は、どのような建築物ですか？

主要用途等	担当部署	予防課	下水道保全課	建築・住まい政策課	環境保全課	各環境事業所	商業観光課	道路
専用住宅								
兼用住宅	住宅面積が50㎡以下							
	住宅面積が50㎡超える							
長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿								
商業施設								
その他								
建売住宅等で同一又は近隣の地番に5戸以上申請する場合 (申請場所を所管する環境事業所等を、窓口にてご確認ください。) 開発許可を受けている場合、持ちまわり不要 店舗面積が1,000㎡超の場合 道路に関わる担当部署については右の表を参照 ・仮使用の場合、持ちまわり先を審査担当にご確認ください。								

道路 申請敷地の場所、状況	担当部署	
公道に接道 (国道16号、20号除く)	中央区	中央土木事務所
	南区	南土木事務所
	緑区(旧市内)	緑土木事務所
	”(旧城山町)	
	”(旧津久井町)	
”(旧相模湖町)	津久井土木事務所	
”(旧藤野町)		
開発による道路に接道	旧市内	開発調整課
	旧4町内	開発調整課津久井開発調整班
4号道路又は位置指定道路に接道		建築審査課
建築物に都市計画道路(整備済除く)		都市計画課
・道路の種類がわからない場合、窓口のタッチパネルの指定道路図(旧4町除く)又は窓口備え付けの図面でお調べください。 ・道路番号や道路の許可等の番号・日付は配置図(図面、概要書共に)に明記してください。 ・公道の場合、道路台帳平面図(境界確定図)の写しを添付すれば持ちまわり不要です。		

2 申請する物件が、次のいずれかに該当していませんか？

敷地に区域区分(市街化区域と市街化調整区域)、用途地域の境界がかかる(近接している)場合			
敷地に都市施設(道路、河川等)がかかる(近接している)場合	都市計画課		
地区計画区域内の建築			
土地区画整理事業区域 (整備済を除く)	都市計画法53条の許可を要する区域	相南1~4丁目・東林間6~8丁目	都市整備課
		麻溝台字にの原・新磯野字磯部向出口・磯部出口	麻溝台・新磯野地区整備事務所
	土地区画整理法76条の許可を要する区域	川尻字大島界の一部・川尻字山野の一部・向原一丁目の一部・向原二丁目の一部・向原三丁目の一部	都市整備課
		当麻字谷戸下・当麻字谷下・当麻字当麻上宿・当麻字中河原・当麻字川尻・当麻字上河原・当麻字下川原の一部	当麻地区拠点整備事務所
屋外広告物、相模原市景観条例に係る建築物等		建築・住まい政策課	
建築基準法に基づく許可、認定(仮設建築物許可、法43条・48条許可、一団地認定等)			

許可や届出など事前の調整はお済みですか？

審議カードへの書き込みは不要ですが、建築確認の前に許可や届出等が必要となることがあります。事前に調整願います。

市街化調整区域内の計画	(旧市内)開発調整課 (旧4町内)津久井開発調整班	
市街化区域内で敷地面積が500㎡以上の場合 1		
津久井都市計画区域又は相模湖都市計画区域内で敷地面積が1,000㎡以上の場合 1		
都市計画区域外で敷地面積が10,000㎡以上の場合 1		
開発事業基準条例等の事前協議の対象となる規模の場合(都市計画法29条の許可対象を除く)		
建築協定区域	都市計画課	
看板	建築・住まい政策課	
土砂災害特別警戒区域		
災害危険区域	上鶴間・古淵・与瀬・与瀬横道・久保沢・稲生・根小屋・寸沢嵐の各地区 (中心商業地)橋本駅周辺地区・相模原駅周辺地区・相模大野駅周辺地区	神奈川県 2
商業地形成事業区域 (まちづくり協定)	(地区中心商業地)淵野辺地区・上溝地区・小田急相模原地区・東林間地区・古淵地区	商業観光課
	(近隣商業地)若松地区・相武台地区・南橋本地区・相原二本松地区	
	埋蔵文化財に関わる届出区域	文化財保護課
指定下水道工事店の確認及び排水設備新設等確認申請等	下水道保全課(旧市内)又は津久井下水道事務所(旧4町内)	
河川区域、河川保全区域、砂防指定地	河川課、神奈川県 又は東京都南多摩東部建設事務所	
建売住宅等で隣接して5戸以上申請する場合	津久井クリーンセンター、橋本台環境事業所又は麻溝台環境事業所	
送電線付近	東京電力神奈川支店相模原支社送電保守グループ	

1 申請敷地の周辺に申請者と同一人が所有する空地がある場合、当該空地面積と申請敷地面積の合計。

2 窓口は神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター